

春風秋霜

江利川毅 県立大理事長



今月9日、「未来投資戦略2

017-Society5.0の実現に向けた改革」が閣議決定された。Society5.0とは「①狩猟社会②農耕社会③工業社会④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらしていく」と説明されている。

その中のやや傍論的部分であるが、経営システムの強化(残された課題)という項に「退任社長・CEOが相談役・顧問として(中略)適正なガバナンス機能を阻害しているのではない」と懸念表明の記述がある。経営問題を起こしている某会社などを念頭に、企業幹部に対する出処進退のケジメを問うてい

幹部の出処進退

現役が果たすケジメ

権」という労働三権を認めており、公務員もこの規定の適用を受ける。しかし、国家公務員法はスト禁止等労働三権の一部を制約しており、このままでは憲法違反になる。そこで、中立な第三者機関(人事院)を設け、その勧告を国会および内閣が尊重するという労働三権制約の代償措置を設けることにより、憲法違反が回避されている。これはILO(国際労働機関)も認めている代償措置で、最高裁判例でも枠組全体として合憲であるとしている。

「退」の難さ

出処進退とは、「出」は世に出る官途にあること、「処」は官に付かず民間にあること、

のゆがみを是正するという勧告をした。

■職を賭す覚悟

一方、時の民主党内閣は、東日本大震災の復興対策のための財源捻出という理由で、課室長以上、課長補佐・係長、係長の3段階に分け、一律10%、8%、5%、給与を引き下げることをした。そしてこの引き下げの趣旨が含まれ、人事院勧告を実施しな

事前に、内閣サイドにも人事院の考えを説明したが、内閣は方針を変えないことなく法案を国会に提出した。私は法案の国会審議の時に、職を賭して閣議決定の問題点を指摘し、現行法体系上のあるべき姿を説明した。当時野党だった自民、公明両党が人事院総裁の答弁を支持し、その考えに沿って議員立法を提出し、与党の民主党と調整して決着を見た。内閣提出法案は廃

ふと、総理官邸勤務の時に「指導を賜った後藤田正晴官房長官の著書を思い出した。1987年、ペルシャ湾安全航行のため掃海艇等を派遣することが議論されたとき、後藤田官房長官は「重要問題だから閣議決定で決める」と意思決定手順を確認して、「私は閣僚として署名しません」と言われた。中曽根総理と意見が違ふことは認識しつつ、国家のために正しいと思うことは体を張って主張し、辞職はせず、総理が意を通じたいなら首を切れ」という腹の据わった姿勢である。この件は派遣しないことで落着いた。

「進」は役職にとどまること、「退」は役職を辞めること、

社会における身の処し方という意味で使われる。特に「退」が難しいとされる。私自身も真剣に出処進退を考えたことがある。人事院総裁の時である。

私に人事院総裁の時に、民間の給与実態に近づけるべく、若い世代の給与は据え置き、50代を中心にして給与を引き下げ、全体として0.2%引き下げると

「含まれる」という説明には無理があり、人事院勧告を実施しないと現行法体系上、憲法違反の問題が生ずる。したがって、まず人事院勧告を実施し、その

「このとき私は出処進退を考えた。人事院は行政側の機関であり、人事院総裁たる私の主張が正しいにしても、内閣提出法案を廃案にしたことに道義的責任があるのではないかと思つたからである。思い悩んで先輩に相談したら、「君は間違つた

憲法第28条は、労働者に団結権、団体交渉権、争議権(スト

もに、数年前に行った給与構造改革の経過措置による給与構造

上で震災対策を考へるべきなの

「出処進退は現役のときにつけるケジメである。相談役・顧問になると、責任を負える立場にないことを自覚すべきであり、それは官も民も同じだと思つた」(次回は7月17日付)

権、団体交渉権、争議権(スト

もに、数年前に行った給与構造

上で震災対策を考へるべきなの

「出処進退は現役のときにつけるケジメである。相談役・顧問になると、責任を負える立場にないことを自覚すべきであり、それは官も民も同じだと思つた」(次回は7月17日付)